

平和研究における職業倫理とそれとの葛藤

- 内戦の交渉による平和的解決という視点から -

外国語学研究科・国際関係論専攻

林 ゆり

要旨

研究の成果が社会において実用化されることの多い自然科学の分野では、職業倫理が研究者に強く求められる傾向にある。それに対し、実用性の高い研究成果を出すことが難しい国際政治学の分野では、研究者が自分自身の研究について責任を感じたり、職業倫理を強く意識する機会は極めて少ない。しかし、国際政治学において研究者としての職業倫理が存在しない訳ではない。私は、自分自身の研究動機と「内戦の交渉による平和的解決」という研究課題に基づき、自分なりの職業倫理を次のように定義した。それは「内戦が武力や暴力ではなく、交渉によって平和的に解決されるような諸条件を分析し、その研究を通して内戦で苦しむ人々の救済に貢献する」というものである。しかし同時に、実際の研究とこのような職業倫理の間には二つの葛藤が存在しているのである。第一の葛藤は、交渉による平和的解決という研究が、内戦で苦しむ人々の救済という職業倫理に必ずしも一致しないということである。この葛藤については、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ内戦の事例をもとに例解する。そして第二の葛藤は、研究という行為そのものが、実は職業倫理から遠くかけ離れているのではないか、という葛藤である。自分自身の研究課題と研究者としての職業倫理をより深く省察することにより、これらの葛藤を克服できる手段を模索した。そして葛藤の克服を模索するなかで、研究者としての職業倫理の意義について次のような結論に達した。それは、職業倫理の意義は、研究者としてとるべき行動の基準や規範を「受動的」に持つことに存在するのではなく、実際におこなう研究が、研究本来の価値から逸脱していないか、研究者自身が「能動的」に意識することに存在する、ということである。

職業倫理とは何か

「人種・民族差別は倫理的におこなってはならない」、「動物実験は倫理上禁止されるべきだ」など、倫理という言葉は、日常のあらゆる場面のなかで多く使われている。そもそも、倫理の基本的な意味は、「人間が社会の中で行うべき正しい行動の規範および基準」にある。そして、このような倫理の基本的な意味に基づき、職業倫理とは、「専門知識や専門技術を用いて、社会に貢献する人々に求められる行動の規範および基準」であると定義できる。たとえば、医師の職業倫理としては、患者の知る権利に基づいた「カルテ開示」や「インフォームド・コンセプト」があり、また警察官の職業倫理は、「市民の生命および財産を犯罪から守ること」である。それでは、研究者にも職業倫理は存在するのであろうか。研究者がおこなう研究が、社会が抱えるさまざまな問題の解決や、社会の向上・改善に役立つものである以上、研究者に職業倫理が求められるのは、当然なことであると私は考える。研究者としての職業倫理は、自然科学の分野において特に顕著であろう。なぜなら、生物学、物理学、工学などといった自然科学の領域においては、研究の実用性が非常に高いため、それが社会において有用されることが強く期待されるからだ。そればかりでなく、核分裂の発見により米国で原子爆弾が製造され、それが第二次世界大戦を終結させる手段として1945年に広島と長崎に投下されたが、原爆は戦争を終結させただけでなく、何十万人という被爆者に深刻な身体的・精神的後遺症をもたらし、彼らをその後何十年も苦しめてきたように、自然科学の研究は実用の仕様によっては、人間社会に対して計り知れない負の影響を持つことがあるのである。このような理由から、自然科学の分野においては、職業倫理が研究者に強く求められる傾向にあるといえる。

それに対し、社会科学および私が専門とする国際政治学の分野では、研究成果が実用化されることは極めて少ない。なぜなら、世界における国々および組織の様々な政治的行動、例えば戦争、テロ、同盟、国際組織への参加などを分析する国際政治学では、自然科学の最も基本的な分析手段のひとつである、「実験」をおこなうことが出来ず、ある政治現象が発生する一定の条件や要因を、完全に特定化することがほとんど不可能だからだ。したがっ

て、国際政治学では、自然科学の理論のような精緻で一貫性のある理論を構築することが難しいだけでなく、仮に過去の経験的事実から理論が抽出されたとしても、状況が日々刻々と複雑に変化する国際政治の現象において、理論の正当性を実証することは極めて困難なのである。このような理由から、実際の対外政策に国際政治学の研究成果が活用されることは、ほとんどあり得ないのである。そのため、国際政治学では、研究が社会にもたらすであろう影響について、研究者自身が責任を感じたり、職業倫理を強く意識する機会は極めて少ないのである。職業倫理が強く求められているのは、むしろ実際の対外政策に携わっている、政治家や外務官僚であったりするのである。

平和研究における職業倫理

それでは、研究成果の実用性が低い国際政治学では、研究者としての職業倫理は存在しないのであろうか。冒頭で既に述べたように、研究における専門知識や専門技術が社会に貢献するものである以上、実用性の度合いに関わらず、研究者の職業倫理は存在すると私は考える。そうであるとしたら、国際政治学における研究者の職業倫理とは、一体何なのであろうか。この問いかけへの答えを見出すために、私はまず自分自身の研究分野である平和研究、具体的には内戦の平和的解決という視点から、研究者としての職業倫理を考察してみたい。

内戦とは、国内の政治集団が社会的・政治的・経済的対立をめぐり、国内領土で起こす武力紛争のことである¹。私の研究課題は、内戦が「武力」ではなく「交渉」によって、平和的に解決されるような政治的諸条件を分析することである。具体的には、内戦当事国および周辺国の政治経済状況、支援・制裁・仲介といった国連や第三国の関与といった要因に焦点を当て、これらの要因が内戦の和平交渉とその結果に及ぼす影響を探るのである。それ

¹ この定義から明らかなように、本来国内問題である内戦というテーマは、国家間関係を研究対象とする国際政治学には含まれないものなのだが、内戦の発生と解決に大国や国際組織が深く関与しているため、近年内戦は国際政治学の重要なテーマのひとつとして扱われている。

では、このような研究をおこなうにあたり、一体どのような職業倫理が研究者には求められるのであろうか。そもそも、私が内戦の平和的解決に関心を持つようになったのは、1990年代に世界各地で多発した内戦と、それにより爆発的に発生した大量の犠牲者と避難民の存在を知り、内戦の平和的な解決によって、それらの人々を凄惨な状況から救いたいという思いからであった。そして、このような私自身の研究動機に基づき、平和研究における研究者の職業倫理を私は次のように考えた。それは、「内戦が武力や暴力ではなく、交渉によって平和的に解決されるような諸条件を分析し、その研究を通して内戦で苦しむ人々の救済に貢献する」ということである。しかし、このような職業倫理を持つ一方で、私は自分自身のこれまでの研究が、そのような倫理観に必ずしも合致していないという事実の研究の過程で直面した。そして、その事実は私のなかに二つの葛藤をもたらしたのである。

研究と職業倫理の葛藤

私が抱いている第一の葛藤は、内戦の交渉による平和的解決という研究課題そのものが、内戦で苦しむ人々の救済への貢献という職業倫理と、必ずしも一致しないことにある。この葛藤は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ内戦を研究しているときに実感したことである。旧ユーゴスラヴィアでは、1990年に国家統合の主要な絆であった共産主義者同盟が分裂したことをきっかけに、各共和国が経済的利害を理由に、連邦からの分離・独立を主張し始めた。1991年にスロヴェニア共和国とクロアチア共和国は独立を宣言し、クロアチア共和国では連邦軍と共和国軍による内戦を経たのちに、二共和国の独立が達成された。この独立の流れを受けて、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ共和国でも、分離独立の方向性が打ち出されたのである。しかし、住みわけができない程にムスリム人、セルビア人、クロアチア人の三民族が混住していたボスニア・ヘルツェゴヴィナでは、ムスリム人とクロアチア人が独立に賛成したのに対し、セルビア人は独立に反対した。そのためボスニア・ヘルツェゴヴィナでは、独立の賛否を問う国民投票が実施され、有権者総数の62%が賛成票を投じたことによって独立が決定された。しかし、これ以後、独立反対のセルビア人勢力と、賛成のムスリム人・クロア

チア人勢力との間で衝突が起こり、さらに連邦軍がセルビア人保護の立場からその衝突に介入したことから、ボスニア・ヘルツェゴヴィナでは、小規模な武力対立が内戦へと発展したのである。ボスニア・ヘルツェゴヴィナ共和国では、それまで三民族が平和的に共存していたにもかかわらず、内戦の発生に伴い、宗教や民族の違いが強調されるようになった。特に、各民族勢力が他民族を排除し、自民族の領土拡大を図る「民族浄化」という極めて非人道的な政策をとったことから、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ内戦は凄惨な状況となった。内戦により発生した大量の避難民の姿が、メディアを通じて世界中に報道されたことはまだ記憶に新しいであろう。そして、内戦による地域秩序の不安定を憂慮した西欧諸国および米国は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ内戦の平和的解決にむけて関与するようになった。周辺国によるあらゆる調停活動のもと、数々の和平案が提示されては破棄されるという状況が繰り返されたが、最終的には米国主導のもとで、「ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける平和のための包括的枠組みの合意」が、1995年12月にパリで調印された。つまり、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ内戦では、単一の民族勢力が一方的な軍事的勝利を収め、支配・統治するといった方法ではなく、ムスリム人、クロアチア人、セルビア人の各民族勢力が、交渉という平和的手段によって、内戦を終結することができたのである。内戦を和平交渉で解決することが極めて難しく、これまで世界各地で起きた内戦の多くが、一方の政治勢力による軍事的勝利で終結するなかで、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ内戦は、武力ではなく交渉により紛争解決を達成することのできた、数少ない成功事例のひとつとなったのである。

しかし、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ内戦の解決を別の視点から検討してみると、その平和的解決のあり方に疑問が残るのである。ボスニア・ヘルツェゴヴィナ内戦における和平合意の骨格となっているのは、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの領土を、国内国境によってムスリム人とクロアチア人から成るボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦と、セルビア人から成るスルブスカ共和国の二つの政治体に分割した点にある。旧ボスニア・ヘルツェゴヴィナ共和国の領土の51%は前者のボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦に、49%は後者のスルブスカ共和国に分配されることになったのである。実際、各民族勢力の指導者たちにとっては、内

戦で軍事的に実効支配した地域を保持することが交渉の目標であり、和平交渉の最大の焦点は領土分割にあったのである。つまり、内戦の戦火から逃れるために長年住み続けた故郷を離れた人々、または民族浄化のために移動を強いられた人々の帰還のことなど、各勢力指導者にほとんど考慮されずに和平交渉がおこなわれていたのである。この結果、ボスニア・ヘルツェゴヴィナでは、内戦が終結したにもかかわらず、領土の変更によって故郷に帰還できなくなった避難民が発生したのである。要するに、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ内戦が軍事力ではなく、交渉によって平和的に解決されたにも関わらず、領土分割という解決案は、避難民の帰還を困難にしていたのである。ボスニア・ヘルツェゴヴィナの事例を、内戦が交渉によって平和的に解決された成功例とみなし分析していた私は、このような事実直面したことで、自分自身の研究に葛藤を強く持つようになったのである。

第二の葛藤は、様々な資料と情報によって内戦の凄惨な現実を知れば知る程、研究という行為そのものが、内戦で苦しむ人々の救済という職業倫理から遠くかけ離れているのではないか、という葛藤である。内戦解決の研究分野では、和平交渉の進展を促すための調停活動、避難民に対する人道支援活動、内戦国の治安の確保と安定化のための国際平和維持部隊など、あらゆる組織の役割と関与の重要性が唱えられている。しかし、これらの重要性を研究によって唱えたところで、内戦で苦しむ人々に和平もたらすことなど出来るのだろうか。内戦で苦しむ人々の救済を目指すのであれば、私は研究者としてではなく、国際組織や非政府組織（NGO）の一員として活動することの方が、より意味があるのではないかと思わずにいられない。つまり、研究を通して内戦で苦しむ人々の救済に貢献するというのは、きれいごとを言っているに過ぎないのではないか、という葛藤を抱いているのである。

このように、私は自分自身の研究課題だけでなく、研究そのものが職業倫理から少なからず乖離していることに葛藤を感じながら、今も研究を続けている。これらの葛藤を克服することは果たしてできるのだろうか。私は、自分自身の研究課題と職業倫理との狭間から生じた葛藤の克服を模索することで、以下のような結論に達した。

葛藤の克服として出来ること

まず第一の葛藤を乗り越えるには、研究において内戦の平和的解決を、「交渉」という手段に限定した視点から分析するのではなく、より広範な視点から分析することが必要である。ボスニア・ヘルツェゴヴィナ内戦において、和平交渉によって達した領土分割という紛争解決の背景に、帰還が困難となった避難民が存在したように、交渉により内戦の解決が実現されたからといって、内戦で苦しんできた全ての人々に平和がもたらされる訳ではないのである。内戦の平和的解決を研究するにあたり、そのような人々の存在を見過ごすことがあっては決してならない。内戦で苦しむ人々の救済という職業倫理に基づいた研究をおこなうには、和平交渉をあくまで「手段」として捉え、内戦解決となる政策そのものの本質を問うことが重要なのである。

また、研究という間接的な行為では、内戦で苦しむ人々の救済の貢献にならないのではないかという、第二の葛藤を克服するためには、研究を独善的なものに終わらせないよう努力が必要である。つまり、内戦国の実情に精通するあらゆる人々と積極的な関わりを持ちながら、高い問題意識を常に持ちつづけることである。私は現在、米国の大学院に留学しているが、こちらではそのような機会に数多く恵まれている。私が所属している政治学部の教授のひとり、旧ソビエト連邦のモルドヴァ共和国の民主化支援プロジェクトに携わっており、自身の研究を超えた積極的な支援活動をおこなっている。モルドヴァ共和国では、1992年にスラブ系少数派が居住する、沿ドニエストル地域の分離・独立をめぐる内戦が発生しており、私はあまり知られていないモルドヴァの内戦についての知識を、彼から学ぶことが出来るのである。また、私の留学のスポンサーとなっている団体は、留学生の支援の他に、本国政府からの迫害を受けた諸外国の研究者を救済するプロジェクトをおこなっている。そのプロジェクトに関連して、私は先日、研究内容を理由に政府から迫害を受け、アメリカのコートジボワールから米国に逃れてきたという政治学者と会う機会があった。その政治学者から、コートジボワールにおける内戦の緊迫した状況を直接聞いたことにより、私は自分自身の研究の重要性を強く認識することができた。このように、私は内戦を経験してい

る国と関わりを持つ人々との接点を持つことによって、研究に有用な知見を得ることができているのである。留学によって得られたこのような恵まれた環境を大いに活用し、より積極的な研究を目指すことで、私が抱いていた第二の葛藤を克服することができるのではないかと感じている。

結語

最後に、職業倫理という視点から自らの研究課題を省察したことは、自分自身の研究意義を再確認する重要な機会となった。平和研究における職業倫理を、まがりなりにも自分自身の研究課題の視点から定義し、その職業倫理と実際の研究の狭間で生じた葛藤の克服を模索しながら、私は研究者としての職業倫理の意義について、次のような結論に達した。それは、研究者としての職業倫理の意義は、研究者としてとるべき行動の基準や規範を「受動的」に持つことにあるのではなく、実際におこなう研究が、研究本来の価値から逸脱していないか、研究者自身が「能動的」に意識することにある、ということである。つまり、職業倫理を遵守すべき規範としてのみ捉えるのではなく、研究の方向性を位置付ける重要な道標として常に意識することに、職業倫理の意義が存在するのである。そして、世界各地で発生している内戦が、真の意味で平和的に解決され、内戦に苦しむ人々がひとりでも平和な生活を取り戻せることを目的としている私の研究において、研究者としての職業倫理とその存在意義は、研究の発展にとってまさに不可欠なものなのである。